

「自衛隊」を憲法に明記しよう！

—日本の平和と国民の命を守るために—



尖閣諸島が危ない！中国船による領海侵犯等が激化

尖閣諸島海域への中国公船による侵犯は多発化し、8月には民兵を乗せた400隻の中国漁船まで現れました！

提供 海上保安庁



8月6日午後

中国漁船200～300隻と
中国海警局の公船7隻が接続水域侵入



自衛隊を憲法に明記し、日本の平和を守りますか？
それとも自衛隊を解消して日本の平和を守りますか？

- ①自衛隊は90%の国民が支持しています。
- ②日本では、自衛隊の活動について政府・与党、野党、憲法学者の間で全く共通の理解がありません。
- ③6月に共産党の政策委員長が「防衛費は人を殺すための予算」と発言したように、自衛隊の存在はおとしめられているのも事実です。
- ④自衛隊を「憲法違反」の存在とし、「解消すべき」という主張まであります。その原因は、憲法が自衛隊の存在に一切触れていないことにあるのです。

このままでいいの？ —自衛隊と憲法についての疑問の声



(福島：50代女性)

震災の時に一生懸命に救助に当たっていた自衛隊員には感謝の想いでいっぱい。どうしてその予算を人殺しなんて言えるの？悔しいです。



(愛知：30代男性)

平和主義は大切。だからこそ、平和を守ってくれる自衛隊のことは憲法にちゃんと書いてあつた方がいい。



(神奈川：20代女性)

最近、憲法9条に1項と2項があることを初めて知りました。1項は賛成。2項だけ変えて、自衛隊を認めればもっと良くなるわ。



(自衛隊OB)

国を守ることは崇高な使命と自覚し、『身をもって責務を完遂する』と宣誓して入隊した隊員にとって、その職業が憲法違反だと言われることは耐え難いことでした。



(愛知：30代男性)

自衛隊は戦後「憲法違反」「人殺しが仕事」などと言われ差別され続けてきましたが、このまますっと自衛隊を「無視」する憲法でいいのでしょうか？

憲法9条には、1項と2項があります。

1項の平和主義は堅持し、2項では自衛隊の憲法上の規定を明記しましょう！

- 1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。